

フローチャートでチェック！

農地の貸し借り制度の選び方

■東根市農業委員会事務局 Tel.0237-43-1173



① 借り手の方は、地域計画の「**担い手**」に登録済みですか？

登録済もしくは
新たに登録する

※認定農業者の方は、
基本的に登録済みです。

登録なし かつ
登録しない

② 賃借料のお支払いは
どの方法にしますか？

口座自動振込

(自動引き落とし/自動入金)
※複数人から農地を借りる場合も
自動で振り分けて入金されます

中間管理事業を活用して
農地の集積を進めましょう！

「中間管理事業」
による貸し借り

農協の営農センターで
手続きを行います。

※その農地が所在する地区の
営農センターで受付します。

※「担い手」に登録しない場合は、
中間管理事業を利用できません。
その場合は、「農地法第3条」による
貸し借りを行うことになります。

・物納
・現金払い
・口座振込

※賃料を物納や現金払いとする場合は、
中間管理事業を利用できません。
その場合は、「農地法第3条」による
貸し借りを行うことになります。

「農地法第3条」
による貸し借り

市役所の農業委員会で
手続きを行います。

※土地の登記事項証明書、字限図、
収入印紙などの準備が必要です。